

## 第6期安中市分別収集計画

### 1 計画策定の意義

高度成長期に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムは、結果として地球温暖化や酸性雨の問題など、地球規模での深刻な環境問題を招くことになり、現在は環境との共生に向けた取り組みが緊急の課題となっています。

また、廃棄物処理施設の確保は非常に困難な状況にあり、とりわけ安中市（以下「本市」といいます。）の最終処分場においては、平成13年に埋め立てが終了して以来、次の候補地の目処がたっていない状況です。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本市では本計画の推進により、資源ごみなどを適切かつ迅速に処理する施設の整備を推進すると共に、収集体制の充実等による「資源循環型社会の構築」を目指していくものとします。

### 2 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を次のとおり示します。

- ・市民、事業者、本市が一体となって、ソフト、ハード全般にわたり、環境への負荷に配慮した快適な地域社会の実現を目指します。
- ・ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは可能な限り再利用、資源化し、最終処分量を限りなくゼロに近づけるごみの少ない社会を目指します。
- ・関係者が一体となったごみ減量化とリサイクル運動を積極的に推進します。
- ・市民に対して、環境教育の充実を図ります。

### 3 計画期間

本計画期間は、平成23年4月を始期とする5か年計画とし、3年ごとに改訂します。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とします。また、容器包装リサイクル法の対象品目を含めて3年後計画改正時点で見直します。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：トン

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	5,081	5,049	5,017	4,985	4,953

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

本市、市民、事業者、再生業者などが、それぞれの役割を分担し、相互に協力、連帯を図ります。また、あらゆる機会を利用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大やごみ処理に要する経費の急増などごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらいます。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組みます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。また、市民の協力度や選別施設などを勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするがためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）



9 各年度において得られる分別収集基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
62,774人 (対前年度比) 99.36%	62,372人 (対前年度比) 99.36%	61,973人 (対前年度比) 99.36%	61,576人 (対前年度比) 99.36%	61,182人 (対前年度比) 99.36%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5項）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は次のとおりとします。

分別収集する廃棄物の種類	分別の区分	収集運搬の段階	選別保管の段階
缶類	スチール缶	委託業者による定期収集 民間業者による定期収集	クリーンセンターで選別 民間業者が選別
	アルミ缶	委託業者による定期収集 民間業者による定期収集 集団（団体）による回収	クリーンセンターで選別 民間業者が選別 団体→民間業者
ガラスびん	ガラス製容器（無色）	委託業者による定期収集	クリーンセンターで選別
	ガラス製容器（茶色）		
	ガラス製容器（その他）		
紙類	飲料用紙パック	集団（団体）による回収	団体→民間業者
	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル	民間業者による定期収集	民間業者が選別

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

民間リサイクル業者などとの連携、協力について検討すると共に、効率性を考慮し必

要に応じた施設整備を図って参ります。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装廃棄物の分別収集を円滑でより効率的に進めていくために、市民、事業者、各種団体の意見、要望を踏まえて分別収集体制を整備すると共に、各種市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行って参ります。また、広報などにより資源ごみリサイクルの啓発活動を実施していきます。

また、毎年度分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととします。